

第14回新型インフルエンザ等対策推進会議 意見書
（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（案）に対する意見）

令和6年7月31日 全国知事会 副会長 平井伸治

① 全般的事項

- ・有事における病床確保や平時における個人防護具の備蓄など、各種対策を実施する都道府県に対する国の財政支援について、具体的な財源も含め明記していただきたい。

② 情報収集・分析

- ・感染症情報について、早い段階から都道府県等に対して情報共有が行われるよう、その方法等も含めガイドラインに明記していただきたい。国から報道機関への情報提供後に都道府県へ共有されることにより、都道府県側が対応に追われることがないよう、情報提供による影響を考慮の上、迅速かつ丁寧な情報提供をお願いしたい。

③ サーベイランス

- ・全数把握から定点把握への切り替えに関する基本的な考え方（想定されるリスク評価の指標や内容など）について、検討の上、ガイドラインに示していただきたい。
- ・死亡例の把握・公表する範囲（明らかに直接的な死因でない場合は含まないこととする等）、方法（医療機関からの情報収集の方法、公表は都道府県別に行うのか等）など、適切な運用検討が必要。
- ・ゲノムサーベイランスについて、現在導入が検討されている急性呼吸器感染症（ARI）のサーベイランスも含め、平時からの適切な実施体制を構築すること、国、JIHS、都道府県等がフラットなネットワーク関係を構築し、双方向の円滑なデータのやりとりにより共有を図ること、変異株の発生状況を踏まえて適時見直しを図ることを追記いただきたい。
- ・医療DXの推進と活用に関し、電子カルテと既存の感染症サーベイランスシステムの連携など、具体的に記載いただきたい。

④ 情報収集・共有・リスクコミュニケーション

- ・統一的な公表基準の明確化を図るため、記載の充実を図っていただきたい（例えば、段階に応じた公表内容の詳細な例示、切り替えの考え方、クラスター公表の在り方、死亡公表の在り方など）。
- ・感染症対策の知識の普及等に当たっては、可能な限りエビデンスを示した上で実施することを明記いただきたい

⑤ 水際対策

- ・国が実施する隔離・停留措置等に関し、必要となる医療機関・宿泊施設を、空港等が所在する都道府県のみ集中しないよう調整を図りつつ十分確保するとともに、特に初動期において感染症の特性が必ずしも明確でないことや国内の医療提供体制の整備等を行う時間を確保する観点からも、国内侵入を防止することを最優先に対象者の範囲や期間を適切に設定し、確実な隔離・停留措置を実施することを追記していただきたい。

⑥ まん延防止

- ・まん延防止対策を判断するための指標・データが示されているが、基本的な評価方法や考え方とともに、どういった場合にまん延防止等重点措置等を行うのか、基準、期間、具体例等を、想定等も含めてより具体的に明記いただきたい。

- ・プロセスの迅速化について、国会手続き等の見直しも含め、具体的な方法を明記いただきたい。
- ・催物、イベントの開催制限、学校の休校や公共交通機関に対する要請など、関係省庁に、対応の考え方を整理したガイドライン等をお示しいただきたい。
- ・まん延防止を図るための各種要請について、事業者等が安心して躊躇なく確実に協力いただくため、都道府県独自で行った休業要請等も含め、国が財政措置を講じることを明記していただきたい。

⑥予防接種

- ・新型コロナ対応では新たに V-SYS や VRS が使用されたが、新型インフルエンザ等発生時に使用する接種勧奨や接種記録、ワクチンの供給等のに関するシステムについて、都道府県、市町村、医療機関等の負担が少なく、円滑な実施準備ができるよう、内容をわかりやすく明記いただきたい。
- ・市町村と都道府県の役割や、それぞれに関する記載が混在していることから、分かりやすく整理し明記していただきたい。
- ・正確なワクチンの供給量、具体的な配送日程、必要な資材等について、市町村又は都道府県が接種会場、医療従事者、資材等の確保、運営準備等を的確に行えるよう、早期に前倒しを図りつつ情報提供・共有することを明記いただきたい。
- ・予防接種費用全額（相談センター等の設置運営経費、周知・啓発経費など、接種体制の構築や接種推進に要する経費全般）を国庫負担することを明記していただきたい。

⑦医療

- ・原則入院のフェーズから自宅療養や宿泊療養による医療提供のフェーズへの切り替えに関する考え方や対応について明記していただきたい。
- ・流行初期において、流行初期医療確保措置の対象とならない協定医療機関のうち、入院や外来医療に係る協定を締結した医療機関に対しても、医療提供体制の確保を要請することを明記いただくべき。
- ・電子カルテと発生届のデータ連携等の推進を明記していただきたい。

⑧治療薬・治療法

- ・国が保有して配分する治療薬について、国がその使用状況を一括して情報集約し共有することを追記いただきたい。
- ・都道府県が行う治療薬の備蓄について、備蓄方針の都道府県への情報提供や、必要な財政措置について明記いただきたい。
- ・一般流通開始後においても、引き続き必要な投薬が行われるよう、適正な薬価の設定と必要な公費支援を行うことを追記いただきたい。

⑨検査

- ・都道府県等の検査体制の確保に関して財政面も含めた支援を行うことを明記していただきたい。
- ・全ての検査において、民間検査機関の検査実施可能時期が検疫所・地方衛生研究所より遅くなっている。流行初期から同時に検査できるよう感染研で必要な試薬と技術を提供すべき。
- ・検査措置協定による検体の分析体制に加え、医療措置協定による検体採取体制の確保について追記いただきたい。

⑩保健

- ・移送に関する保健所や消防の役割分担の考え方について明記いただきたい。
- ・都道府県等が、地域の実情に応じて疫学調査の重点化等を実施するということだが、詳細かつ明確な基準等お示しいただきたい。

⑪物資の確保

- ・都道府県の備蓄費用について、補助金や交付金による確実な財政措置が必要であり、具体的な財源も含めて明記していただきたい。
- ・都道府県における備蓄水準について、計算式の例示など、備蓄量の算出方法などの明記をお願いしたい。

⑫事業者・職場

- ・事業者の事業継続に関して、関係省庁において考え方を整理したガイドライン等を示していただきたい。
- ・BCP を策定する際の社会経済への影響の規模の目安として、40%程度欠勤と想定する根拠や考え方について、より具体的な例示を用いて説明を追記いただきたい。

⑬埋火葬

- ・遺体の処理方法について、国において統一的に示すことを明記していただきたい。
- ・臨時遺体安置所が満たすべき構造及び衛生管理の目安を追記いただきたい。
- ・火葬の許可は市町村長がおこなうもの（墓埋法第5条）であるため、資機材の備蓄は、都道府県と同様に市町村においても確保をするべき。